SHIP-Project初年度の成果と2000年度の方針

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	明治大学学術フロンティア推進事業「社会・人間・情報
	プラットフォーム・プロジェクト」, サイバー法研究会
	,法情報学研究会
	公開日: 2015-10-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 夏井, 高人
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17599

第2部

SHIP プロジェクト+法情報学研究会「法情報データベース」

2000年5月21日(日曜日)

研究報告1

「SHIP プロジェクト初年度の成果と 2000 年度の方針」

明治大学法学部教授 夏 井 高 人

本日のプログラムは、お手元の資料にありますとおり、私の研究報告から始まっております。しかしながら、実質的には、9時半からの岡本さんのご報告が中身のある話で、私は前座ということで、SHIP プロジェクトの経過報告をしなければならないということになっておりますのでご報告致します。このプロジェクトは、予算の関係もありまして、実施経過について適切な報告を行わなければなりません。さらに、今年はどのような計画を立てて実施するのかという展望も明らかにするために、実際に、プロモーションも行いたいと考えております。

時間がなくなるであろうということを予想しておりましたので、お手元の資料では、27頁から29頁あたりに、3月までの間に実施した事柄についてまとめておきました。そこで、本日は要点のみを簡潔にご説明いたしますが、詳しくはそちらをご覧ください。

A 1999 年度における研究成果

この SHIP プロジェクトは、当初プランニングをいたしましたのが 1998 年の秋頃からであります。内部のコンペを経まして、文部省から大型プロジェクトの予算獲得のコンペをやりましたけれども、幾つかの提案と申し込みがあり、その中で勝ち残って予算を獲得できるということになりまして、1999 年の4月から開始いたしました。

当初、研究施設を設置し、その中で研究を進めるということをしておったのですけれども、研究施設の建築のために9月までかかりましたし、また設備や機器などの編集のために若干時間を要しまして、そのために研究施設を事実上使えない状態が長く続きました。それでは少々まずいということで、去年の夏に合宿研修をいたしまして、合宿形式でディスカッションを行なったわけです。そのディスカッションの内容は、今回の予稿集には登載されておりませんが、第2回のシンポジウムの「予稿集」、それからインターネットでダウンロードできる第2回のシンポジウムの「講演要旨集」の中に収録してあります。現在印刷中ですので、もしも印刷バージョンが必要だという方は、明治大学の社会科学研究所のほうにお申し込みいただければ入手することができます。その合宿研修での結果を踏まえまして、いろいろとさらに検討などを進めてまいりました。

このプロジェクトでは、法情報データベースだけではなくて、社会科学一般のデータベース、内容的にいろいろなタイプのもの、それからデータ形式としてもいろいろなタイプのもの、使っているオペレーティング・システムとか、あるいはプロトコルなどが

異なっていても、そういうものをどうにかつなげて学術目的でやっていく方法はないか ということを、究極的な研究目的にしているのでありますけれども、とりあえずアプリ ケーションレベルで何かやっていこうということでやっているのは、目下のところ「法 情報データベース | であります。法情報データベースの中でも現在、条文と判決のデー タベースを構築中でありまして、できればXMLをベースにしたものでやっていきたい と思っておりますけれども、やっている間にいろいろとほかの問題も出てまいりました。 例えば、最近議論されているところでは、被害者の権利という概念がございます。強 姦事件などで、判決そのものを読みますと、強姦の被害者である女性の名前などが判決 文の中に出てまいります。そういうものをずっと永久に公開し続けますと、その強姦の 被害者にたまたまされてしまった女性が、ネットの上で何回も強姦されるのと同じよう なことになってしまいかねません。ですから、そういう名前を伏せるべきか、伏せるべ きでないか。判決自体も重要な文化財の一つでありますから、完全に全てのものを伏せ てしまうということは、将来の我々の子孫たちのために許されないことだと思います。 しかし、だからといって、現在生きている被害者にたまたまなってしまった方とか、そ の関係者の方などの名誉を守るということも大事なことですから、それをどうにか調整 するための方法が何かないかということを考えておりまして、本日、SHIP プロジェク トから弁護士の小松弘先生の報告で「個人情報保護とXSLT」とありますが、これは XMLの関連技術のうちでXSLTをうまく使ってどうにかそういうものを自動的に伏 せたり出したりするということができないかと。簡単に言いますと、ある一定のアカウ ントに従って、伏せたものと、信頼できる研究者などには中身のものをそのまま見せる。 そういうふうな形でどうにかコントロールできる方法はないか。そういうことを研究し ております。

それから、法律条文にいたしましても、紙のデータベースや、あるいは午後のほうで 各社のいろいろな製品を前提にディスカッションいたしますけれども,現在のデータベ ースですと、現行のものは分かります。それから特定の改正法も分かります。しかし、 ある指定された西暦何年何月何日何時何分何秒時点の生きていた法律は何かということ を、時間を指定して検索するという方法が、今のところ、もしかしたらあるのかもしれ ませんけれども、私の知っている限りでは、ないわけです。時間的な要素をかみ合わせ て、特定の時点で有効であった法律。有効というのは2種類ありまして、成立はしてい たけれども、まだ施行されてないもの。それから施行もされてちゃんと有効であったも の。それから経過措置で、その時点以降に起きた事件については適用されるけれども、 その時点以前のものについては従前の法律による。そういうふうなものの場合,二重に 生きている法律というものが存在することになりますから、そういうものをとにかく何 について有効かという要素も考えたうえで、特定の時点で適用される法律を時的要素か ら検索できるものをどうにか開発できないかということで研究しております。それがレ ジメですと34頁にあります和田先生の研究テーマでありまして、これをXMLだけで はもちろん作れないのですけれども、基本的にXMLで頑張るだけ頑張るとどこまでで きるかということを、ちょっとチャレンジしているというところであります。

そのほか、今年の3月でありますけれども、29頁下のほうで、3月19日に大阪で「XML開発者の日」というものがございました。これはエンジニアの集会でありまして、主に技術的な事柄についてディスカッションする場です。参加者はほとんど全員XMLやJAVAなどの日本のトップレベルにある技術者が集まるお祭りなんですけれども、その中で非常に異色な存在として法律家として登場いたしまして、XMLデータベースをつくった場合にどんな法律問題が起きるかとか、そのようなことを発表したわけであります。

その中で、昨日の知的財産権関係の議論の中でもございましたが、TLOなどをどん

どん大学が導入して研究を進めた場合、あるいは企業からの寄付金あるいはその他の資金を導入して研究した場合、果してそれが非営利と完全に言えるかどうかが若干問題になる場合が出てくるだろうと想定されます。実際にこれはアメリカ合衆国でも議論されているようでありまして、幾つか裁判例も出ているようです。何が営利で、何が非営利か。営利の場合には、特許侵害ということがストレートにいくわけですけれども、非営利の場合にはそうでない。じゃ、グレーゾーンみたいなところはいったいどうなるかというのが、今後の大きな議論になるだろうと思います。安易にTLOに同調して、日本国の特許法のよく分からない体制のままで安易にTLOに加担してしまうと、あとでひどい目にあうかもしれない。そういうふうな問題意識からやってみたわけです。まして企業の中での研究者という場合には、完全に営利になりますから、特許侵害ということを常に意識しながら開発しなければいけない。

さて、XML関係の特許がどれぐらいあるかという知識がなければ、侵害かどうか分からないわけですけれども、現在、私と小松弁護士と協力してやっているのは、XML関係も含めた、SGMLも含めてですけれども、論理文書などについてのパテントマップを作ろうということで、間に合わなければその隙間のところはどんどんパブリックドメインにしても、構築技術にしてしまうという、何というか、非常に企業さんにとってはひどいことをするということをもくろんでおりますし、間に合えば私たちのほうで防衛的に特許をとろうということを考えております。

現在,この資料の印刷の少し前の時点で収集した日本国における申請された特許というのは,36頁から40頁までのものでありまして,これら全てについて現在,私が内容を検討しております。もしも,将来これが間違って特許化されていた場合に,無効を主張するためにはどうしたらいいかということも含めて,現在中身の検討を進めているところであります。全部読むのはしんどいのですけれども,それはもしかしたら来年か再来年あたり、その研究報告をできるかもしれません。

B 2000 年度における研究予定

今年何をやりたいかということは、30頁のところに項目的にまとめております。4月に入りまして、研究施設が本格的に使えるようになりましたので、何度か会議も開きましたし、本日ご協力いただける各会社との打合せなどにも研究施設を利用いたしました。現在、研究施設内にあるサーバでプログラムの開発や、納入されたデータを加工するための下準備的なことを始めております。ウェブサーバも現在設定中でありますけれども、皆様よくご存じのとおり、サーバを動かすというのも非常に大変な作業でありまして、デフォルトのままでは絶対動かないので、最初のチューニングに非常に時間がかかります。特にXML関係のものですと、その開発ツール自体がまだ完全に確立されたものではなくて、むしろツール自体が実験途中のようなものが多くて、ある限られた環境のもとでなければ使えないものが多うございます。そのような環境を、ある部分で設定してしまうと、ほかのものが動かないとか、そういうことがどんどんできてしまうので、最終的には、我々でツールも全部つくらなければいけないだろう、パーサーなども全部つくらなければいけないだろうなと思っているのですけれども、これ全部つくりなさいと言うと、和田さんがたぶん過労死してしまうので、どうにかそれをクリアするために頑張ろうということで、今検討しているところであります。

時間がきてしまいましたので簡単にご説明しますけれども、このようなシンポジウムをさらに今後も開催していきたいと思います。シンポジウムを開催することを一つの目標にして、その中で区切りをつけながら、それぞれの個別のテーマについて各担当者が、協力してくださっている研究者に研究していただく。そこで発表された成果は、ウェブ

や印刷物を通じて広く公表して、さらに社会の多くの人に関心を持ってもらい、社会全体でいったい何が問題なのかということを広く議論していってもらいたいと考えております。

5年間で、社会科学系のデータベースをつくったり、あるいはネットワーク技術を工学教育、その他の教育に導入した場合の問題点などについて、総合的な研究成果が出来上がるといいなというふうに期待しながら頑張っております。

皆様の支援とご支持を得られればありがたいと思っております。よろしくお願いいた します。(拍手)

〈司会〉ありがとうございました。

続きまして、2番目の研究報告に入りたいと思います。2番目の研究報告は「ネット・コンテンツとしての法情報の有益性と有害性」と題しまして、岡本信様、どうぞよろしくお願いいたします。